

【改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社さわ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 森永 良二
 - (3) 所在地：徳島県徳島市東沖州1丁目1-5

- 2 処分内容
技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和元年9月6日をもって株式会社さわに対して必要な措置を講ずるよう改善命令を行うこと。

- 3 処分理由
技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものではなく、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。
なお、改善命令の内容としては、「認定計画に従った適正な技能実習を実施するための体制の構築」に関するものである。